

兵庫県宍粟市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和2年1月1日における兵庫県宍粟市の行政区域とし、面積は 65,854 ヘクタールである。

ただし、本促進区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法に規定する自然公園地域
- ・兵庫県立自然公園条例(昭和 38 年兵庫県条例第 80 号)に規定する自然公園地域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第 28 号)に規定する指定地域(環境緑地保全地域及び郷土記念物)
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

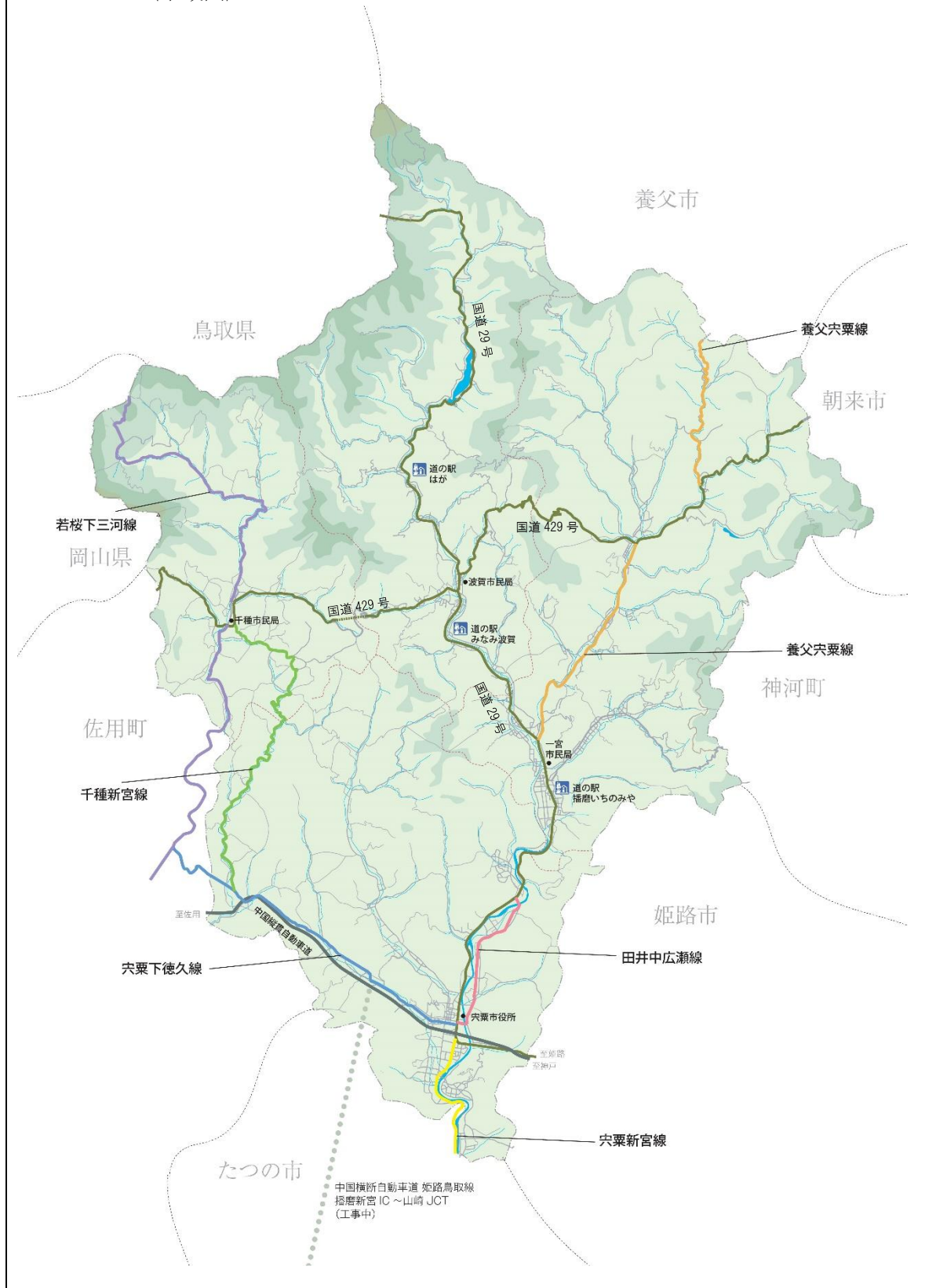
なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

(地図)

〈広域図〉



〈市域図〉



(2) 地域の特徴

(地理的条件)

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、平成 17 年4月1日に旧宍粟郡山崎町、同一宮町、同波賀町及び同千種町が合併して誕生した。北部は養父市・鳥取県、東部は姫路市・朝来市・神河町、南部はたつの市、西部は佐用町や岡山県と接している。京阪神と中国地方を結ぶ中国縦貫自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が市内で交差する播磨地方内陸部の交通の要衝となっており、市内中心部から県庁所在地の神戸市までが約 100km、近畿地方の中心である大阪市までが約 140km の位置にある。

宍粟市の面積は、兵庫県土の約 7.8%を占め、東西方向約 32km、南北方向が約 42km の広がりをもっている。これは、県下2番目の面積であり、その内約9割が山地で平地が少ない状況にある。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受けており寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受けており温暖な気候となっている。

(インフラの整備状況)

宍粟市を取り巻く道路網は、南部に京阪神と中国地方を結ぶ中国縦貫自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道 29 号、北部地域を東西に結ぶ国道 429 号が広域幹線道路となっている。また、これらと連結する主要地方道宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・若桜下三河線をはじめ、田井中広瀬線・千種新宮線等の県道で構成されている。

中国縦貫自動車道には、国道 29 号と交差する位置に山崎インターチェンジが設けられ、宍粟市の広域交通の玄関口となり、インターチェンジ周辺に市街地が広がり、市役所等の公共施設や大型店舗等が立地している。

中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取自動車道は、佐用ジャンクション～鳥取インターチェンジが平成 25 年3月に全線開通し、播磨自動車道では播磨ジャンクション～播磨新宮インターチェンジ間が平成 15 年3月に開通し、播磨新宮インターチェンジ～山崎ジャンクション(仮)までが令和3年度中に開通する予定である。

宍粟市には兵庫県内で淡路島を除き、唯一市域内に鉄軌道が存在しないため、日常生活における交通手段は自動車が主体となっている。そのため、マイカーの保有率が高いことも要因の一つとして、路線バスの利用者が減少し、便数の減少や路線休止などの社会問題となっていた。しかし、平成 27 年 11 月に宍粟市が主体となってバス路線を9路線から 29 路線に拡大し、交通空白地であった地域をカバーするとともに市外からの観光移動手段の確保として、市内全域を対象とした公共交通網を再編した。その他、交通手段としては、中国縦貫自動車道を通るハイウェイバスが関西都市圏等への移動手段として多く利用されている。

(産業構造)

平成 27 年度国勢調査で宍粟市の産業別就業人口をみると第1次産業 857 人、第2次産業 7,273 人、第3次産業 10,405 人で第1次産業 4.6%、第2次産業 39.2%、第3次産業 56.1%となっている。全国と比較すると、第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低い。

宍粟市は四方が山で囲まれ、広大な森林面積を有しており、平成 29 年度兵庫県林業統計書における宍粟市の県内素材生産量の占める割合は 27.7% (84,079 m³) で、県内最大の木材産地となっている。

宍粟市の製造業は、古くから揖保川流域での素麺業や豊かな森林資源を生かした木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として栄え、事業所数では、食料品製造業 288 事業所が最も多く、次いで木材・木製品製造業が 40 事業所となっている。(RESAS)

また、農業においては、清流や自然環境を生かした米作りが盛んで、RESAS によれば宍粟市の品目別農業産出額の米の割合は 49.3%と約半分を占めている。その他、黒大豆の栽培や宍粟牛の育成などが行われており、宍粟市の特産物となっている。

(観光資源の状況)

宍粟市の観光は、豊かな森林資源等を生かし、森林セラピーや桜、藤、紅葉などの自然観察、渓谷や滝の散策、温泉等施設の日帰り入浴や宿泊、スキーやオートキャンプなどで賑わっている。兵庫県観光客動態調査における宍粟市の観光入込客数をみると、平成 28 年度が 116 万 5,475 人、平成 29 年度 106 万 1,808 人、平成 30 年度 104 万 9,015 人(平成 30 年7月豪雨の災害が大きく影響)と年間 100 万人以上の集客を誇る。

観光産業は天候に大きく影響を受けるものの、地域の賑わいや活力の創出、さらには地域経済への波及効果もあるため、平成 23 年度に「ふるさと宍粟観光条例」を制定、平成 24 年度には「ふるさと宍粟の観光基本計画」を策定し、観光振興に向けて宍粟市の観光資源を生かしたニューツーリズムの推進を中心とした施策を展開している。

(人口分布の状況)

平成 27 年国勢調査の宍粟市の人口は 37,773 人で、昭和 60 年からの 30 年間で 22.9%減少している。この間、年齢構成も大きく変化しており、平成7年には老年人口が年少人口を上回り、生産年齢人口は、平成 17 年から6割を下回っている。また、国立社会保障・人口問題研究所が行った平成 25 年の人口推計では、令和 22 年には 27,405 人まで減少することが予測されている。そのため、宍粟市では、「人口ビジョン」を策定し、地域の活性化と移住支援、雇用の創出と就職支援、少子化対策及び選ばれるまちづくりに取り組むことで、令和 42 年度の人口目標を 33,000 人としている。

なお、宍粟市には、5校の県立高等学校等があるため、市外から通学してくる学生も存在する。

〔宍粟市の総人口及び年齢3区分別人口の推移(資料:国勢調査)〕

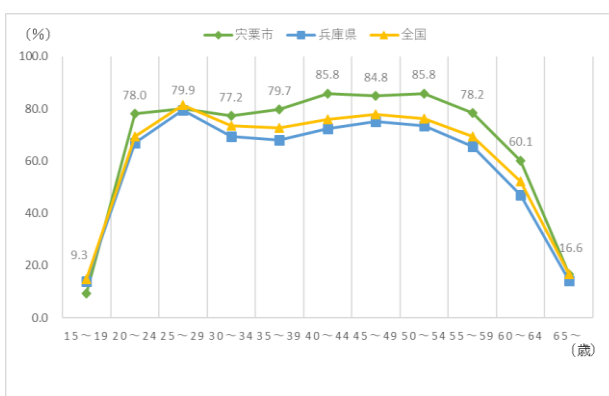
	総人口	年少人口	比率	生産年齢人口	比率	老年人口	比率
平成7年	47,685人	8,803人	18.50%	29,215人	61.30%	9,667人	20.30%
平成12年	45,460人	7,481人	16.50%	27,373人	60.20%	10,606人	23.30%
平成17年	43,302人	6,394人	14.80%	25,776人	59.50%	11,132人	25.70%
平成22年	40,938人	5,726人	14.00%	23,842人	58.20%	11,369人	27.80%
平成27年	37,773人	4,829人	12.80%	20,819人	55.10%	12,125人	32.10%

※年齢不詳を含むため総人口と内訳の合計は一致しない。

なお、宍粟市の女性の労働力率は県内、全国と比較して高い水準となっている。女性の労働力率は出産・子育て期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する M 字曲線を描くことが知られているが、宍粟市においては、女性の社会進出や母親が働いている子育て家庭が多いことが特徴となっている。

〔女性の労働力率(数値資料:平成 27 年国勢調査)〕

	宍粟市	兵庫県	全国
15歳～19歳	9.3%	13.9%	14.7%
20歳～24歳	78.0%	67.0%	69.5%
25歳～29歳	79.9%	79.6%	81.4%
30歳～34歳	77.2%	69.5%	73.5%
35歳～39歳	79.7%	68.1%	72.7%
40歳～44歳	85.8%	72.3%	76.0%
45歳～49歳	84.8%	75.0%	77.9%
50歳～54歳	85.8%	73.5%	76.2%
55歳～59歳	78.2%	65.5%	69.4%
60歳～64歳	60.1%	46.9%	52.1%
65歳～	16.6%	14.1%	16.7%



※労働力率=労働力人口÷(総数－労働力不詳)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

宍粟市は、旧宍粟郡5町から引き継ぐ「しろう森林王国」の理念を基に、森林をはじめとする豊かな自然資源を守り、その自然の中で人々が楽しくふれあい、心身ともにやすらげる緑のふるさとづくりをめざしている。平成 18 年に「林業再生プロジェクト基本構想」、平成 19 年に「宍粟市森のゼロエミッション構想」、平成 26 年に「しろうの森連携協定」、平成 27 年に「森林セラピー基地」の認定を受けるなど、森林資源の豊かさが強みとなっており、その資源を木質バイオマス発電燃料としての利活用の拡大や新たな利用によりさらなる地元木材の流通拡大を図る。

また、宍粟市の農業は、全域で広く水稻の作付けが行われるとともに、地元酒蔵で使用される

酒米や地域活動としてブランド米の栽培など新たな取組みも行われている。その他、黒大豆や宍粟牛などを市特産品としてブランド認証している。今後も地域の特色ある農畜産物の生産と特産品の開発、6次産業化へ向けた取組みを進めることによって農業の活性化と新たな産業の創出を図る。

次に宍粟市の観光は、国見の森公園や赤西・音水溪谷など自然を満喫できる観光地が代表的なものとなっている。また、平成 28 年からは森林セラピー体験が新たに加わり、ニューツーリズムの推進を図っているところである。引き続き、観光資源を活用した観光関連産業の振興を図る。

さらに、製造業は、宍粟市の全産業の付加価値額のうち 37.8%を占めており、食料品製造業や木材・木製品製造業などの地場産業を中心とした経済構造となっている（RESAS）。中国縦貫自動車道等の広域交通条件の利便を活用するとともに近隣自治体や宍粟市内の各種団体との連携によるビジネスマッチングの機会創出などによって新たな事業の創出を図る。

こうした取組みにより、宍粟市の付加価値向上及び質の高い雇用の確保・創出をめざす。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり平均 5,380 万円（平成 28 年経済センサス活動調査（兵庫県平均））の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.41 倍の波及効果を与え、促進区域で 380 百万円の付加価値を創出することをめざす。

また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	380 百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	5件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,380 万円(兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額(経済センサス活動調査(平成 28 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①本促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること。
- ②本促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。

なお、(2) (3)については地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

該当なし

(2) 区域設定の理由

該当なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①宍粟市の宍粟材等の森林資源を活用した環境・エネルギー分野
- ②宍粟市の米、黒大豆、宍粟牛等の特産物を活用した農業分野
- ③宍粟市の国見の森公園、赤西・音水溪谷、最上山公園等の観光資源を活用した観光分野
- ④宍粟市の食料品製造業、木材・木製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

① 宍粟市の宍粟材等の森林資源を活用した環境・エネルギー分野

宍粟市は兵庫県内で2番目に大きな面積で、総面積の9割が森林という地理的特徴を有し、国有林を除く人工林率は、県平均の約42%を大きく上回る73%となっている。このように広大な森林面積を有する宍粟市は、県内素材生産量303,000 m³の27.7%にあたる宍粟産材84,079 m³を生産する県内最大の木材産地であり(平成29年度兵庫県林業統計書)、木材・木製品製造業は40事業所、家具・装備品製造業は24事業所が集積しており、地場産業となっている(RESAS)。

政策面では、宍粟市は「森林王国」として、「宍粟市森のゼロエミッション構想」を策定し、環境保全の大切さを全国に発信するとともに、宍粟市をペレットの広域的な供給拠点とする構想を有しており、林地残材等の木質系バイオマスのマテリアル利用及びエネルギー利用等を推進する「宍粟市バイオマスタウン」構想の具体化を進めている。木質ペレットを燃料とするストーブ・ボイラーの普及、木質ペレット製造等による木質エネルギー産業を支援する等により省エネルギー・環境貢献に積極的に行う企業を支援している。

また、木質バイオマス事業者の登録制度があり、現在9社となっており、薪ストーブやペレットストーブの機器購入を検討している市民へ情報提供するとともに、機器を取り扱う事業者に各種補助制度を行っている。これまで民間による導入以外で宍粟市において市内幼小中学校や公共施設、公民館などへ86台のペレットストーブを導入している。

平成22年からは林業再生、県産木材の原木の集積から、製材・加工までを一体的に行う大規模拠点施設「協同組合兵庫木材センター」が操業し全ての原木を無駄なく活用し、品質、価格、供給力で輸入材に対抗できる県産木材供給システムを確立し、操業開始から平成30年度末時点まで新たに38人を地元雇用するほか、兵庫県立森林大学校(専修学校)の卒業生を新規雇用するなど、若者の地元定着に貢献している。そのほか、日本最大処理能力を持つチョッパーで施業に伴い発生する未利用木材を資源として燃料用チップに加工するなどバイオマス産業を牽引する事業者も存在している。

今後は、建築材料、木製品製造や燃料としての従来からの木材利用に留まらず、セルロースナノファイバーのような新たな素材など、新技術の活用による宍粟材の利用拡大の研究や販路開拓の支援をすることにより、宍粟市の豊かな森林資源を有効に活用した環境・エネルギー分野での地域経済牽引事業の創出をめざす。

② 宍粟市の米、黒大豆、宍粟牛等の特産物を活用した農業分野

農業生産基盤である農地は2,779.9ヘクタールで市域面積の約4%を占めており、そのうち970ヘクタールが水稻栽培に利用されている(農林水産省平成30年度作物統計)。RESASによれば宍粟市の品目別農業産出額の米の割合は49.3%と約半分を占めている。清流に育まれた米は主食用水稻に限らず、山田錦や宍粟市産の兵庫夢錦といった日本酒の製造にも生かされている。また、「飯見米」や「繁盛米」といったブランド米づくりが地域でも行われ、インターネット販売などで好評価を得ている。こうしたことから、平成26年と平成29年の市町村別農業産出額(推

計) (農林水産省)を比較してみると米は 18%増加している。

また、宍粟市では黒大豆の栽培が盛んであり、平成 29 年市町村別農業産出額(推計)(農林水産省)によれば大豆は県下7位となっている。黒大豆を利用した「丹波黒豆茶」や丹波黒大豆煮豆「まめ自慢」は、兵庫県認証食品や公益財団法人しそ森林王国観光協会の宍粟市特産品ブランド認証品となっている。宍粟農業振興地域整備計画書においては、黒大豆のさらなるブランド化定着へ向け、団地化による栽培面積の拡大や新たな生産技術の導入などを図るとしている。

さらに、宍粟市酪農・肉用牛生産近代化計画書によると宍粟市内では、1,147 頭(平成 25 年度)の肉用牛を令和7年度には 1,350 頭に飼養規模の拡大を目標としている。現在、肉用牛の一部では但馬牛の血統を受け継いだ純正の黒毛和牛を「宍粟牛」として地元ブランド牛とし、宍粟市特産品ブランド認証品にもなっており、同じくブランド認証品である宍粟牛笹うどんなどふるさと納税の返礼品としても好評である。また、宍粟牛を使った牛串焼き、牛丼、ハンバーガーが食べられる宍粟牛まつりが毎年開催され人気を博しており、ブランドネームも高まっている。こうしたことから、平成 26 年と平成 29 年の市町村別農業産出額(推計)(農林水産省)を比較してみると肉用牛は 22%増加している。

これらの特産物を生かしつつ、新たな特産品の開発や6次産業化への展開へ向け、宍粟市では市特産品ブランド認証制度の継続した実施や西播磨地域の農林水産物の加工食品コンテスト、西播磨フードセレクションへの参加・協力、平成 30 年度からは「発酵のふるさと宍粟」として発酵を生かした特産メニュー開発が新たにスタートしている。さらに、IoT 技術を用いた次世代農業に関わる事業者の立地も予定されている。

以上のことから、これら米、黒大豆、宍粟牛等の特産物を生かした新たな特産品の開発や6次産業化への展開を支援するとともに、次世代農業への取組みを促進することにより農業分野での事業創出をめざす。

③宍粟市の国見の森公園、赤西・音水溪谷、最上山公園等の観光資源を活用した観光分野

宍粟市では、県下最高峰である氷ノ山ほか 1,000mを超える山々などから「宍粟 50 名山」を選定し、登山者に親しまれているハイキング、市内2か所のちくさ高原スキー場(5万 5,682 人)とばんしゅう戸倉スキー場(1万 8,403 人)、溪谷や滝、6つの温泉・宿泊施設やキャンプ場などを生かし、年間 104 万 9,015 人が訪れている。(平成 30 年度兵庫県観光客動態調査)

観光の特徴としては、宍粟市は広大な面積を有しているため、桜や秋の紅葉などの観察を長期間に亘り楽しむことができる。例えば、紅葉においては約1カ月間に亘り、旧町ごとに4つの会場で別の日に紅葉まつりが開催されている。その中でも最上山公園のもみじ山は約 3,000 本が色づき、毎年紅葉の名所ランキングで紹介される場所となっており、ウォーカープラスの 2019 年兵庫県の「みんなが行ってみたい」紅葉名所ランキングで2位となった。来場者は年々増加傾向にあり、令和元年は、もみじ山周辺で 15 日間に亘り商店街ワンコインフェスタや酒蔵まつりなど9つの催しが同時開催され、4万 3,014 人(平成 28 年度は2万人、平成 29 年度は3万 896 人、平

成 30 年度は5万 661 人(平成 30 年度※県特別事業開催分を含む))が訪れている(兵庫県観光客動態調査)。

また、自然豊かな景勝地への観光が代表的であったが、平成 27 年3月に国見の森公園と赤西・音水溪谷から原不動滝周辺の豊かな森林が貴重な動植物の生息地であり、人間にとって癒し効果の高い森として兵庫県内で唯一の森林セラピー基地(全国 64 か所、関西では4か所のみに)に認定され、平成 30 年度には 434 人が体験するなど、自然を生かしたツーリズム型の観光を新たに展開しているところである。

これらの観光施策については、公益財団法人しろう森林王国観光協会が森林セラピーツアーや宍粟 50 名山登山などのガイド養成、県下最高峰である氷ノ山への登山バスツアーを5カ月に亘り開催するなど宍粟市の観光資源の特性を生かしたニューツーリズムの観光商品化、地域資源の発掘・保全、観光 PR 及び各種イベント開催などを主体になって取組んでいる。

今後、宍粟市では「ふるさと宍粟観光条例」、「ふるさと宍粟の観光基本計画」に基づき、国見の森公園等の観光資源を最大限活用し観光振興につなげていくため、SNS 等を通じた観光プロモーションの推進、観光関係事業者とその他産業との異業種連携の体制づくりや森林セラピーをはじめとしたニューツーリズムの充実を推進していくことにより、観光分野での事業創出をめざす。

④宍粟市の食料品製造業、木材・木製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

RESAS によると、宍粟市の全産業に占める製造業の割合は付加価値額でみると 36.9%を占めており、これは兵庫県の 28.4%、全国の 23.8%を上回っている。

次に製造業を中分類でみると、付加価値額では食料品製造業が 8,175 百万円と最も多く、木材・木製品製造業が 2,163 百万円と続いている。特化係数(付加価値額ベース)においても、食料品製造業は 8.13、木材・木製品製造業は 23.28 となっており、全国を上回っている。

宍粟市は、素麺をはじめとし、日本酒、製麺、麴、豆腐、漬け物から小麦蛋白・小麦澱粉、酵素・バイオインダストリーまで幅広く、食料品製造業の 288 事業所が立地している(RESAS)。これは宍粟市の全産業の事業所数 2,306 の 12.5%にあたり、全産業で1位となっている。その中でも素麺製造は、兵庫県手延素麺協同組合の 432 軒(令和元年 12 月 25 日現在)のうち 249 軒、約 6割が宍粟市にあり、地場産業となっている。

さらに、古くから森林資源を生かした木材・木製品・家具等の生産が盛んで、製材業や人工乾燥機を使用した建築用材の生産、コンピューター制御された最新システムを使用した内装建材の製造、パレットの製造などを行う事業者が多く存在している。

現在、姫路市を連携中枢都市とした播磨8市8町の播磨圏域連携中枢都市圏及びたつの市を中心とした播磨科学公園都市圏域定住自立圏において、圏域内の大学・研究機構等との連携を強化し、革新的技術、新素材及び新製品の開発に取り組むとともに、企業誘致の情報交換などを行っている。

また、宍粟市内では商工会、金融機関及び高等学校と連携して地域企業説明会や異業種間交流による新たな事業の創出をめざしたビジネスマッチングフェアの開催、充実した企業立地支

援制度、起業家の育成支援、融資制度等による経営基盤強化、UJターン者の受け入れ体制整備、さらに市内での工場の新設や増設等を行った事業者に対し、宍粟市産業立地促進条例に基づく助成金制度等による支援を行っている。これらと合わせ、東西に伸びる中国縦貫自動車道や南北に伸びる中国横断自動車道姫路鳥取線、さらに整備改善予定の広域幹線道路網など、広域交通条件の利便を活用した近隣市町との連携や市の支援策等を行うことにより、成長ものづくり分野での事業創出をめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

宍粟市の地域の特性を生かし、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 宍粟市産業立地促進条例

宍粟市内に工場等を設置する事業に対して課税免除及び助成をすることにより、産業の振興と雇用機会の拡大に資するため、一定の要件を課した上で、固定資産税の免除、建物機械等取得費・上下水道使用料・雇用奨励などの助成に関する優遇措置を引き続き行う。

② 地方創生関係施策

令和3年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①宍粟市の宍粟材等の森林資源を活用した環境・エネルギー分野、②宍粟市の米、黒大豆、宍粟牛等の特産物を活用した農業分野、③宍粟市の国見の森公園、赤西・音水溪谷、最上山公園等の観光資源を活用した観光分野、④宍粟市の食料品製造業、木材・木製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

オープンデータの推進

進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取組みを進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談窓口の対応

宍粟市産業部ひと・はたらく課及び兵庫県産業労働部が連携し、事業者の抱える課題解決のための相談に対応する。また、事業環境整備の提案を受けた場合においても同様とする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による宍粟市 PR 活動に努める。

② 兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

兵庫県等が独自で実施している、地区の特性や企業ニーズに対応した様々な制度を活用した企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えて PR するとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和元年度(初年)	令和2～5年度	令和6年度(最終)
【制度の整備】			
① 宍粟市産業立地促進条例	運用	運用	運用
② 地方創生関係施策	—	検討・運用予定	運用予定
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
オープンデータの推進	—	二次利用可能データの抽出、データ提供の整備～提供(運用)	データ提供(運用)
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
① 企業誘致活動	随時	随時	随時
② 兵庫県等インセンティブ活用による立地促進活動	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、兵庫県立ものづくり大学校や宍粟市商工会、公益財団法人しろう森林王国観光協会、市内金融機関などの地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を最大限発揮し、連携して支援の効果を生み出す必要がある。このため、宍粟市では、地域経済牽引事業に取り組む事業者の支援に向け、これらの支援機関の理解醸成に努めるとともに、必要に応じて行政と支援機関、支援機関相互の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

公益財団法人ひょうご産業活性化センターにおいては、中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、下請企業の取引振興の支援のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による苦情紛争処理を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談等により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②兵庫県立工業技術センター

兵庫県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取組みを積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援する。

③兵庫県立ものづくり大学校

兵庫県立ものづくり大学校においては、ものづくり人材を育成するための実践的なカリキュラム(資格取得・技能検定・技術向上のための訓練、企業在職者に対する技術・技能の向上のための在職者訓練等)を実施し、技術・技能の継承、ものづくり現場を支える人材育成・供給などを支援する。

④宍粟市商工会

宍粟市商工会においては、市内商工業者の振興と経済発展を図るため、既存産業の高度化や経営革新に向けたセミナーの開催、金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導等を行うと同時に法律・税務・労務特許等の無料相談会を開催するなど、地元企業に密着した経営改善、経営革新・発達についての総合的な支援を行う。

⑤公益財団法人しろう森林王国観光協会

公益財団法人しろう森林王国観光協会においては、宍粟市の観光振興を図るため、森林セラピー事業や宍粟 50 名山をはじめとする観光資源を生かした観光事業の実施や観光客の誘致活動、特産品開発、観光案内等を実施する。

⑥金融機関(株式会社日本政策金融公庫姫路支店、株式会社みなと銀行、西兵庫信用金庫、淡陽信用組合、ハリマ農業協同組合)

宍粟市、宍粟市商工会及び金融機関で宍粟市産業振興資金融資運営協議会や宍粟市創業支援協議会として連携しており、宍粟市が実施する中小企業融資制度の円滑な推進を図るほか、創業支援事業計画に基づく、事業計画の作成支援や創業相談を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)環境の保全

「宍粟市総合計画」では、『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』の実現をめざしている。このため、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」において、「森林を生かした豊かな空間づくり」、「母なる恵みの川を生かした空間づくり」、「彩り豊かな田園景観づくり」、「循環型社会の構築」、「生活景観の保全」、「環境教育の推進」を基本施策としている。

「宍粟市環境基本計画」では、『世界に誇れる環境主都』を基本理念に様々な施策を展開している。緑の森林資源の育成とともに、揖保川、千種川水系の源流部として水環境の保全・創造は大きな役目であり、産業や人口の集積に伴う公害の発生は未然に防ぐ予防措置に努める。

①宍粟市は兵庫県とともに、企業の事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響を軽減するため、緊密な連携を図りながら、公害関係法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止や騒音・振動の発生等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷

低減に向けた取組みを促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

- ・兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」の第4条では公害の防止等に関する「事業者の責務」、第20条では環境管理計画の策定と検証による「事業者の自主的な環境の管理」、第34条から第66条までは「ばい煙等の排出等の規制」が定められている。

- ・「宍粟市環境基本条例」の第4条では公害の防止等に関する「事業者の責務」、第20条では「事業者による監視」、第23条では「事業者による地域の快適な生活環境の確保等」、第29条では「公害防止協定の締結」について定めている。

第60条の規定により、市長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する「宍粟市環境審議会」を、第60条の2の規定により、自然環境及び社会環境を守り、市民の快適な生活環境の保全に努めるために「宍粟市環境保全協議会」を設置している。

②「宍粟市環境基本計画」の基本理念を実現するためには、それぞれの施策の展開に市民と事業者の理解が不可欠であり、協力と参加を求めている。

- ・事業者は、地域住民に対して必要に応じて環境保全について住民説明会やシンポジウムの他、工場内の視察受け入れを行うなど、自らの事業活動に対する十分な理解を図っていくことに努める。

- ・市、市民及び事業者は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量推進その他の環境への負荷の低減に努める。

(2)安全な住民生活の保全

1 安全な市民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を装備した自主防犯活動自動車(いわゆる「青色防犯パトロールカー」)による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街路灯や防犯カメラの設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

宍粟市では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るための防犯ボランティア等や住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関との連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3)その他

宍粟市が毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1)総論	なし
(2)土地の農業上の利用との調整に関する事項	なし
(3)市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項	なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和6年度末日までとする。
